

第 45 回役員会（別紙） 学術情報リポジトリ検討委員会要項

役員会 第 45 回 平成 17 年 11 月 28 日（月曜日）開催

■別紙

学術情報リポジトリ検討委員会要項

第 1 京都大学における学術情報発信システムとしての機関リポジトリについて検討するため、理事（情報基盤担当）の下に学術情報リポジトリ検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 委員会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 機関リポジトリの在り方に関すること。
- 二 機関リポジトリのシステムに関すること。
- 三 発信する学術情報の形式、内容等に関すること。
- 四 学術情報発信に伴う著作権の取扱い等に関すること。
- 五 その他京都大学における機関リポジトリの構築、整備に関すること。

第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事（情報基盤担当）
- 二 情報環境機構長及び図書館機構長
- 三 研究科（地球環境学堂を含む）の教授 若干名
- 四 研究所及びセンター（学術情報メディアセンター及び総合博物館を除く。）の教授 若干名
- 五 学術情報メディアセンター及び総合博物館の教授 各 1 名
- 六 情報環境部長及び附属図書館事務部長
- 七 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第三号から五号まで及び第七号の委員は、総長が委嘱する。

第 4 委員会に主査を置き、理事（情報基盤担当）をもって充てる。

第 5 主査は、審議の結果をとりまとめて適宜総長に報告するものとする。

第 6 委員会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第 7 委員会に関する事務は、附属図書館事務部において処理する。